

令和8年度 町民税・県民税申告書 (兼国民健康保険税)

下諏訪町長

記入例
表面

住所	下諏訪町 4613-8	市町村コード	行政区コード	納税組合番号
フリガナ	シモスワ タロウ	個人番号	世帯コード	住民コード
氏名	下諏訪 太郎	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
西暦	平成26年 4月 1日生	電話	0 2 6 6 - 2 7 - 1 1 1 1	
世帯主または同居先名	下諏訪 太郎	世帯主との続柄	職業または勤務先	併徴
	本人	無し	指定番号	宛名番号

令和8年2月20日提出

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		
	国民健康保険	150,000		
	介護保険	10,000		
	合計	160,000		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	45,000			
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	30,000			
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計	65,000		
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
15,000				
⑰～⑲ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除		
⑳ 障害者控除	フリガナ 氏名	シモスワ イチロウ 下諏訪 一郎	障害の程度	身体 1 級
	個人番号			
㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名	シモスワ ハナコ 下諏訪 花子	生年月日	明・大 平・西暦 30・6・1
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	配偶者の合計所得金額	410,000
㉒ 扶養控除	フリガナ 氏名	シモスワ イチロウ 下諏訪 一郎	生年月日	明・大 平・西暦 56・1・1
	個人番号		同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄	子
			控除額	33万円
㉓ 特定親族	フリガナ 氏名		生年月日	明・大 平・西暦
	個人番号		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄	
			控除額	万円
16歳未満の扶養親族	フリガナ 氏名		生年月日	明・大 平・西暦
	個人番号		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄	
			控除額	万円
㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
㉕ 医療費控除	支払った医療費	250,000	保険金などで補填される金額	
			80,000	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	25000000
		業務	ク	
		その他	ケ	6000000
		短期	コ	
2 所得金額等	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		公的年金等	⑦	14000000
		業務	⑧	
		その他	⑨	12000000
		合計	⑩	
4 所得から差し引かれる金額	総合課税・一時	⑪	15200000	
	合計	⑫	15200000	
	社会保険料控除	⑬	16000000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	700000	
	地震保険料控除	⑯	7500	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～㉑	5300000	
	配偶者(特別)控除	㉑	3300000	
	扶養控除	㉒	3800000	
特定親族特別控除	㉓			
基礎控除	㉔	4300000		
雑損控除	㉕			
医療費控除	㉖	940000		
合計	㉗	20011500		

地方税法附則第4条の5の規定(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口口に「1」と記入してください

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外町民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

